平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録(第4号)									
		平成26年 3月20日							
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂								
		開会	開言	義		議長			
開閉会日時	4	平成26年 3月20日 午後1時00分 川野高實							
及び宣告		閉会開議							
	平成26年 3月20日 午後1時42分						矛高實		
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	Ż	出欠 の別		
	1	熊井照明	出欠	1 1	宇田川	亮	出矢		
出席及び	2	須 山 由紀生	出欠	1 2	岡崎邦	博	出矢		
欠席議員 	3	星 正彦	出矢	13	栗田幸	則	出矢		
	4	_	出欠						
出席 11人	5	田中 二三輝	出矢						
<b>欠席</b> 1人	6	原 哲 也	出 欠						
<b>欠</b> 員 1人	7	川野高實	出欠						
	8	須藤敏夫	出矢						
	9	久保田正之	出欠						
	1 0	武谷保正	出欠						
会議録署名議員	1 0	武谷保	正	1 1	宇田	JII	亮		

職務出席	議会事務 局 長		辺	智	文	出	矢		事務補佐	武	谷朋	月視	出欠	
	町長	德	島	眞	次	出	矢	会計	課長	久(	'呆 田	隆一	出矢	
	副町長	本	松	吉	憲	出	矢	建設	課長	森	茂	樹	出矢	
	教育長	水	摩	幸	隆	出	矢	企画 課	財政 長	11]	戸 夕	> 則	出矢	
	総務課長	白	石	秀	美	丑	矢	上下課	水道 長	原	毎	女 勝	出矢	
地方自治法	福祉人権課 長	鯵	坂	健	=	丑	矢	教育	課長	筒	井 英	克 和	出矢	
第121条	税務住民 課 長	藤	原	光	徳	丑	矢		健康長	長	友 浩	<del>-</del>	出矢	
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	矢							
出席者の														
職氏名														
議事	日 程					別	紙	Ø	ک	お	ŋ			
付議	事件					別	紙	0	ط	お	ŋ			
会議	経 過					別	紙	Ø	ح	お	ŋ			

# 平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月20日 午後1時開議

			3月20日	十饭丨时用硪
第4号				
日程第1	議案第10号	平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別	会計補正予算	第 (第 4 号)
			(民生産業	(委員長報告)
日程第2	議案第11号	平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会	計補正予算	(第2号)
			(民生産業	(委員長報告)
日程第3	議案第14号	平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設	事業特別会計	補正予算
		(第3号)	(民生産業	美委員長報告)
日程第4	議案第26号	鞍手町道路線の認定		
			(民生産業	美委員長報告)
日程第5	議案第2号	過疎地域自立促進計画の変更		
			(総務文教副	委員長報告)
日程第6	議案第3号	鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する	条例	
			(総務文教副	委員長報告)
日程第7	議案第4号	鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例		
			(総務文教副	委員長報告)
日程第8	議案第5号	鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に	関する条例の	)一部を改正
		する条例	(総務文教副	委員長報告)
日程第9	議案第6号	福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業	料等徴収条例	前の一部を
		改正する条例	(総務文教副	委員長報告)
日程第10	議案第7号	鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正*	する条例	
			(総務文教副	委員長報告)
日程第11	議案第8号	鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する	る条例	
			(総務文教副	委員長報告)
日程第12	議案第9号	平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第	8号)	
			(総務文教副	委員長報告)
日程第13	議案第12号	平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事	業特別会計補	前正予算
		(第4号)	(総務文教副	委員長報告)
日程第14	議案第13号	平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業	特別会計補正	三予算
		(第3号)	(総務文教副	委員長報告)
日程第15	議案第15号	平成25年度地方独立行政法人くらて病院	貸付金特別会	(計補正予算
		(第2号)	(総務文教副	委員長報告)
日程第16	議案第27号	鞍手駅関連施設の指定管理者の指定		
			(総務文教副	委員長報告)

日程第17	議案第28号	鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
		(総務文教副委員長報告)
日程第18	議案第29号	中学校施設環境改善交付金事業。鞍手町立鞍手中学校改修等
		整備工事請負契約の変更 (総務文教副委員長報告)
日程第19	議案第16号	平成26年度鞍手町一般会計予算
		(予算特別委員長報告)
日程第20	議案第17号	平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
		(民生産業委員長報告)
日程第21	議案第18号	平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
		(民生産業委員長報告)
日程第22	議案第19号	平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
		(民生産業委員長報告)
日程第23	議案第21号	平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
		(民生産業委員長報告)
日程第24	議案第22号	平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
		特別会計予算(民生産業委員長報告)
日程第25	議案第23号	平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
		(民生産業委員長報告)
日程第26	議案第20号	平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
		(総務文教副委員長報告)
日程第27	議案第24号	平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
		(総務文教副委員長報告)
日程第28	議案第25号	平成26年度鞍手町水道事業会計予算
		(総務文教副委員長報告)
日程第29		
	陳情第3号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保の
		ための意見書」の採択に関する陳情 (民生産業委員長報告)
日程第30	閉会中の継続	売事件

#### 平成26年3月20日(第4日)

開議 13時00分

#### ○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております、議案第25号の訂正をお手元に配布していますので ご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第10号から日程第4 議案第26号までの4件を一括して議題とします。 本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 栗田民生産業委員長。

#### ○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)。 本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべ きものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第26号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定より報告します。

#### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第5 議案第2号から日程第18 議案第29号までの14件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教副委員長の審査報告を求めます。 田中総務文教副委員長。

## ○5番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例。

議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算 (第8号)。

議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)。

議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)。

議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定。

議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第29号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工 事請負契約の変更。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査結果、原案に同意すべきものと決 定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

## ○議長 川野 高實君

これから、副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正 する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第6号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第7号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を採決します。 本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第8号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。 本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第13号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工 事請負契約の変更を採決します。

本案に対する副委員長の報告は同意であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第29号は副委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第19 議案第16号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。 
久保田予算特別委員長。

## ○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

## ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

## ○11番 宇田川 亮君

議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

政府は、税と社会保障の一体改革といいながら、この4月から消費税を引き上げ、介護保 険の改悪など社会保障の切り捨てを行い、一方で大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡 充などをすすめています。

一時的な財政出動で見かけの景気回復を演出していますが、実感がないというのが国民大 多数の思いです。年金の減額や生活保護基準の引き下げなど消費税増税とあわせて、暮らし と経済の危機をますます深刻化させています。 平成26年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。 そういった中でも、風疹や肺炎球菌ワクチンの助成、地域振興券の拡充、国保会計への法定 外繰入など、歓迎される予算も含まれています。また、中学校統合に向けた校舎の改築や通 学路の安全確保のための防犯灯設置など、重要な予算も組み込まれています。

しかしながら、家計の所得は増えていない中、消費税増税とあわせて公共料金にも転嫁され、高すぎる国保税やごみ袋料金、保育料の負担軽減などは考えられていません。子どもの 医療費無料化の制度は県下最低レベルまで落ちています。同和関係予算は全く変わっておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やごみ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて反対討論を終わります。以上です。

## ○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第17号から日程第25 議案第23号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 栗田民生産業委員長。

## ○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計 予算。

議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。 議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別 会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第20号から日程第28 議案第25号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教副委員長の審査報告を求めます。 田中総務文教副委員長。

#### ○5番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告します。

# ○議長 川野 高實君

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。 本案に対する副委員長の報告は可決であります。 本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採 決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は副委員長報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第29 平成25年 陳情第3号を議題とします。

本陳情は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

#### ○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

平成25年 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」の採択に関する陳情。

本委員会は、平成25年9月4日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙 意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により 報告します。

#### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

平成25年 陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

平成25年 陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

平成25年 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」の採択に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。 次に進みます。

日程第30 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配 布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成26年第2回定例会を閉会いたします。

閉会 13時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 武谷保正

議員 宇田川 亮